

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年四月二十五日

指令川建セ第二八〇〇二四一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十月四日

川建セ第二九〇〇二六号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大谷二二八三番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市幸町四番十六号 ハイッ飯島一〇二一

牛島 俊一郎